

市内の事業所の人材育成を **応援** します!!

～郡上市中小企業人材スキルアップ支援事業を新設～

市では、事業所に対して従業員等が事業の為に必要とされる資格や免許の取得にかかる経費の一部を補助することで、人材のスキルアップ、事業所の技術力向上及び人材確保への取り組みを支援します。

【補助金の概要】

<p>補助対象事業所</p>	<p>○中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、小規模企業者または、中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体で次に掲げる全ての要件に該当する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所を有すること。 ●国、県、市その他の団体等から同様の補助金を受けていないこと。 ●既に納期の到来した市税を完納していること。 ●風俗営業を営む者または公序良俗に反する事業所に該当しないこと。
<p>補助対象経費</p>	<p>資格等取得にかかる講習等の受講料、研修費及びテキスト代 資格等の受験料 資格等の登録料（ただし初回登録料に限る）</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の $1/2$</p>
<p>補助金上限額</p>	<p>1事業所 20万円</p>
<p>資格等</p>	<p>ガス主任技術者、液化石油ガス設備士、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、技術士（補）、建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、電気通信工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築士、建築設備士、危険物取扱者、消防設備士、技能士、浄化槽設備士、浄化槽管理士、情報処理安全確保支援士、情報処理技術者、給水装置工事主任技術者、測量士（補）、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、電気通信設備工事担任者、陸上無線技士、陸上特殊無線技士、大型自動車第一種免許、中型自動車第一種免許、準中型自動車第一種免許、けん引自動車第一種免許、大型特殊自動車第一種免許、移動式クレーン運転士、クレーン・デリック運転士、ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、発破技士、ガス溶接作業主任者、衛生管理者、技能講習（フォークリフト運転、高所作業車運転等）、特別教育（アーク溶接、玉掛け等）、職長・安全衛生責任者教育</p> <p>※この他の資格につきましては、問い合わせください。</p>



※補助金を受けるには、市が定める要件を満たしていることが必要です。

【交付申請の手続き】

補助金の交付申請の前には、講習日または試験日の1カ月前もしくは6月末のいずれか早い日までに資格取得にかかる年間計画書を提出してください。

また、補助金の交付申請書は、講習または試験を受ける前に必要書類を添えて提出してください（申し込みの様式等は、市ホームページでもダウンロードできます）。

問 商工観光部商工課 ☎ 67-1808